

### 制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



#### 1 入札に付する事項

(1) 業 務 名	ごみ処理施設雨水排水溝圧送管等移設設計業務委託
(2) 契約番号	-
(3) 業 種	土木関係建設コンサルタント
(4) 場 所	南風原町字宮城地内
(5) 履行期間	着手の日 から 令和8年10月30日 まで
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概 要	
① 目的	ごみ処理施設雨水排水溝改良工事に先立ち工事に支障となる排水管、給水管、工業用水管、圧送管等について現地調査を行い、移設が必要な管について移設工事の設計を行う。
② 規模等	-
③ 業務概要	測量業務、設計業務 各一式
(8) 予定価格	6,332,000円(消費税抜き)
(9) 最低制限価格	予定価格の7/10以上で設定し、開札後公表。 ※詳しくは、「那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱」を参照
(10) 債務負担行為	非該当
(11) 適用する労務単価	令和8年3月技術者単価

#### 2 入札参加資格要件 ※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
(4)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 (公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(3)に該当するものを除く。)
(5)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)
(6)	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する建設工事等入札参加資格者名簿に土木関係建設コンサルタントで登録されている者であること。 ※ 那覇市ホームページの「令和7・8年度 登録業者一覧」でご確認ください。
	入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得第4条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

	<p>イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。 (ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (i)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ii)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (iii)会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (iv)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4)組合の理事 5)その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規程により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合 (ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
(8)	<p>配置技術者: ① 管理技術者及び照査技術者をそれぞれ開札日において配置できること。 ② 管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有すること。 ・技術士(建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・RCCM(下水道) ・RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋) なお、照査技術者は管理技術者を兼ねることはできない。 ③ 管理技術者及び照査技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ※恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3ヵ月以上の継続した雇用関係にあることをいう。</p>
(9)	<p>那覇市に本店が有る者であること。</p>

### 3 落札制限 ※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

<p>(1) 開札日前30日以内に、那覇市クリーン推進課で執行する令和8年度業務委託を落札した場合は、本案件を落札することはできない。</p> <p>(2) 複数の案件で落札候補者等になった場合には、落札件数は1件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される(落札案件を選ぶことはできない。)</p> <p>(3) 那覇市クリーン推進課発注の手持ち業務委託がある場合は、開札日に出来高が30%以上でなければ、本案件を落札することはできない。</p> <p>(4) 他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。</p> <p>(5) 新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。</p>
--

尚、法制契約課およびクリーン推進課を通して行う業務委託等について、本案件は落札制限を受けない。(クリーン推進課においては、随意契約の方法による契約を締結したものを含む。)

### 4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

<p>本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下、「資格確認申請書」という。)を持参により提出しなければならない。 なお、提出期間に資格確認申請書(第1号様式)を提出しない者は、本競争に参加することができない。</p>	
<p>提出期間及び方法</p>	<p>提出期間: 令和8年5月22日(金) 9時 ~ 令和8年6月2日(火) 17時 提出方法: クリーン推進課(南風原町字新川650)まで持参すること。</p>

## 5 質問、回答

質問期間及び方法	質問期間: 令和8年5月22日(金) 9時 ~ 令和8年5月28日(木) 17時 質問方法: 「質問書」をFAXで提出すること。(質問がない場合は不要) ●提出先: クリーン推進課 饒平名 任 FAX: 888-1274
回答期限及び方法	回答期限: 令和8年6月1日(月) 17時 回答方法: クリーン推進課ホームページに掲載する。

## 6 入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時: 令和8年6月5日(金) 14時00分 入札方法: 紙(入札書)による入札
開札日時	入札終了後、即時おこなう。
入札・開札場所	那覇市・南風原町環境施設組合管理棟2階グリーン推進課会議室(南風原町字新川650)
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

## 7 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

提出期限	令和8年6月9日(火) 17時
提出方法	グリーン推進課(南風原町字新川650)まで持参すること。
提出書類	(1) 資格審査書類(第5号様式) (2) 誓約書 (3) 管理技術者・照査技術者(資格及び実務経験、雇用関係を証明するもの) (4) 資本・人的関係等のある者の同一入札への参加制限に関する誓約書

## 8 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。 落札者決定予定日 令和8年6月12日(金) 頃 ※心得 第9、10、11、12条参照。
--

## 9 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	免除する。
前金払	適用する。 契約金額の10分の3以内とする。
部分払	適用する。 那覇市契約規則第42条第3項の規定回数の範囲内

## 10 誓約書兼同意書の提出に関する事項

<p>那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。</p> <p>※全ての下請負業者には、<u>一人親方、日雇労働者を含む。</u></p> <p>※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」(元請用)をグリーン推進課へ提出しなければならない。</p>
---

## 11 その他

提出された関係書類は返却しない。
台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市グリーン推進課ホームページで掲載する。

## 12 問合せ先

この公告・入札・開札・契約・設計図書の内容に関すること 那覇市 環境部 クリーン推進課 管理G 担当者: 饒平名 任 TEL: 889-3567 FAX: 888-1274
--